

習志野市シティセールス動画制作等業務委託 仕様書

1. 委託名

習志野市シティセールス動画制作等業務委託

2. 委託期間

契約締結日 から 令和8年3月31日（火） まで

3. 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。

4. 委託場所

習志野市内を基本とし、必要に応じて日本国内とする

5. 業務概要

シティセールス動画の企画・制作

6. 業務内容

- 動画は、(1)全体版 (2)ダイジェスト版の2種類を制作すること。
- 委託により制作するシティセールス動画（全体版・ダイジェスト版）の使用可能期間は定めない。

(1)シティセールス動画 全体版（縦型動画）	
内容	■ SNS投稿用の縦型ショート動画とし、スマートフォンで視聴することを想定したものとする。 ■ 駅を中心に6エリア（①谷津 ②京成津田沼 ③京成大久保 ④実籾 ⑤津田沼・新津田沼 ⑥新習志野）にわけ、それぞれの駅周辺の魅力やおすすめスポットを紹介する。 ■ 総括となるような編集とすること。ただし、PR大使の任期が終了しても利用できるように、PR大使の映像は使用しないこととする。 ■ ブランドメッセージとして掲げる「あしたのハーモニーが響くまち 習志野市」の魅力を十分に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。
長さ	1本あたり90秒程度
本数	6本（①～⑥各1本）
アスペクト比	9：16（1,080×1,920px）
ファイル形式	MP4及びWMV形式
備考	● 視聴した人が“スタイリッシュ”や“クリエイティブ”といったイメージを共有できる動画とすること。 ● 若者が参加したワークショップの意見（別添）を参考に、若い世代の移住意向の増加を目指すユニークなアイデアを盛り込むこと。 ● 無音でも成立する効果的でインパクトのあるノンバーバルの映像とすること。 ● 単調な行政紹介動画にならないよう視聴者を飽きさせない演出や工夫を盛り込むこと。 ● CGやアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用して、視聴者の聴覚や視覚に訴える工夫を施すこと。 ● 必要に応じて、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト、ナレーション等を挿入す

	ること。
(2)シティセールス動画 ダイジェスト版（縦型動画）	
内容	■ SNS投稿用の縦型ショート動画とし、スマートフォンで視聴することを想定したものとする。 ■ 駅を中心に6エリア（①谷津 ②京成津田沼 ③京成大久保 ④実籾 ⑤津田沼・新津田沼 ⑥新習志野）にわけ、駅と駅周辺の魅力やおすすめスポットをPR大使の鈴川絢子さんが紹介する動画を制作すること。 ■ ブランドメッセージとして掲げる「あしたのハーモニーが響くまち 習志野市」の魅力を十分に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。
長さ	1本あたり30秒程度
本数	6本（①～⑥各1本）
アスペクト比	9：16（1,080×1,920px）
ファイル形式	MP4及びWMV形式
備考	● 視聴した人が“スタイリッシュ”や“クリエイティブ”といったイメージを共有できる動画とすること。 ● メインターゲットを10代～30代（鉄道好きの若者も意識する）とし、いわゆる「バズり動画」となるようなユニークなアイデアを盛り込むこと。特に冒頭5秒程度を重視して制作に取り組むこと。 ● CGやアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用して、視聴者の聴覚や視覚に訴える工夫を施すこと。 ● 必要に応じて、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト、ナレーション等を挿入すること。 ● PR大使の稼働は1日程度とすること。

7. 成果品

成果品	数量	納品期限
(1)シティセールス動画 全体版（縦型動画）	■ DVD：全体版（①～⑥のエリアをチャプター分けすること） ダイジェスト版（①～⑥のエリアをチャプター分けすること）各2枚 ①谷津 ②京成津田沼 ③京成大久保 ④実籾 ⑤津田沼・新津田沼 ⑥新習志野 ■ BD：上述DVDと同様とする。	令和8年 3月31日
(2)シティセールス動画 ダイジェスト版 （縦型動画）	※上記DVD、BDはコピーガードを行わず、発注者がパソコン等で複製できるようにすること。 ■ データ：全体版（縦型動画）はMP4及びWMV形式、 ダイジェスト版（縦型動画）はMP4及びWMV形式 ➢ 字幕・ナレーションを挿入する場合は、外国語（英語）字幕・ナレーションもそれぞれ対応とする。 ➢ 外国語の字幕、ナレーションについては、制作時並びに納品時に必ずその言語を母国語とする者の確認をすること。 ■ その他：制作過程で作成した資料一式 （企画書、絵コンテ、映像素材、写真素材、シナリオ等）	

8. 成果品の著作権の帰属

- (1) 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、市に帰属する。
- (2) 受注者を含む成果品制作の関係者は、成果品を自己PR、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、市の承認を得て使用することができる。
- (3) 本業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き市に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を市に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。また、市民による申請があれば貸出しでき、市の許可があれば使用できるようにすること。
- (4) 本業務の完了後、市は受注者に断りなく、また費用が発生することなく、成果品を市の業務等に活用できる。
- (5) 成果品は動画共有サービス等で公開する。これにあたり受注者は、取材対象者や出演者の肖像権や個人情報、取材対象物の撮影承諾、過去の映像の使用、音楽や映像効果にかかる著作権等、全ての権利関係を、インターネット公開に支障がないよう、できる限り書面で確認し、適切に処理すること。また、市がその処理結果が確認できる資料等を求めた場合には、速やかに書面にて提出すること。

9. その他遵守事項

(1) 打合せ

受注者は、業務担当責任者を1名選任し、契約締結後速やかに市へ報告すること。また、契約締結後直ちに業務の内容、日程等について市担当者とは協議すること。その後、市担当者と十分に連携し、月2回程度、進捗状況等を共有するための打合せを行うものとする。なお、打合せの場所は、原則として習志野市役所内とする。

(2) 本業務遂行のための手続き

関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、本業務遂行にあたり必要となる一切の手続き及び費用負担は原則として受注者が行うこと。ただし、市の関係者（PR大使含む）や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上決定するものとする。

(3) 試写

試写は動画の種類ごとに適宜実施すること。なお、試写において、市が内容の修正を指示した場合は、受注者は速やかに修正に応じること。

(4) 瑕疵担保責任

契約終了後、1年以内に成果品に瑕疵等が発覚した場合は、市の指示に従い受注者は速やかに無償で是正すること。

(5) その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定するものとする。